

報告 1 公共施設の今後のあり方を考えるシンポジウムについて

7月2日 会場：中央公民館講堂
公共施設の今後のあり方を考える
シンポジウム 開催！

～公共施設の老朽化問題は全国的な課題～

- ・町の公共施設は老朽化が進み、その維持や改修には多額の費用が必要
- ・人口減少による税収の落ち込み、少子高齢化による社会保障費の増加により必要な財源を確保することは非常に困難

↓この課題に対して町は・・・

令和5年3月に第2次酒々井町個別施設計画【建築物編】を策定して取り組みを進めています

～シンポジウム開催趣旨～

公共施設の利用者は町民の皆さんであり、老朽化対策の費用には町民の皆さんの税金が使われています。公共施設を取り巻く状況や先進自治体の取り組みなどを紹介し、時代の変化に応じた公共施設の将来像をみんなで考える機会として今回のシンポジウムを開催することとしました。

■ シンポジウムの内容

≪ 基調講演 ≫ 「酒々井町を持続的に発展させるための公共施設の在り方」

東洋大学大学院経済学研究科教授 根本 祐二 氏

≪ パネルディスカッション ≫ 「公共施設の今後のあり方を考える」

コーディネーター 東洋大学大学院経済学研究科教授 根本祐二 氏

パネリスト 千葉工業大学創造工学部教授 倉斗綾子 氏

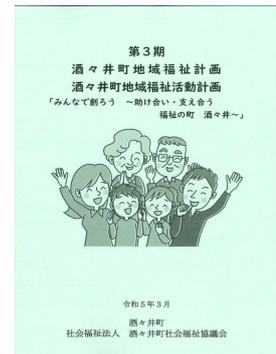
習志野市情報政策課長（前資産管理課長） 早川誠貴 氏

佐倉市資産経営課副主幹 橋本直子 氏

酒々井町企画財政課主幹 吉川 清志

報告2 第3期 酒々井町地域福祉計画の策定について

第3期酒々井町 地域福祉計画策定



○地域福祉計画とは

地域福祉を推進するための行政計画であり、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域計画です。

○計画策定まで

順天堂大学スポーツ健康科学部の松山毅先任准教授を委員長とする酒々井町地域福祉計画等策定委員会を設置し、町議会や町民公募、福祉団体、医療機関の関係者等合計19名の策定委員が参加する全11回の会議を経て策定されました。

○住民参画の計画

コンサルタント会社に委託せずに、委員の皆様と協働で作成した計画です。策定委員会では、19名の策定委員を安心・安全、協働、交流の3部会に分け、アンケート結果や課題の分析を行い、委員同士でその解決方法を協議しながら策定しました。

○計画の特徴

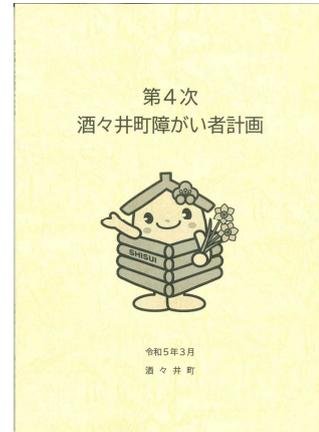
各種福祉関連の計画だけでなく、町で策定している各種計画と横断的に連携しているほか、委員の方々に、地域で取り組んでいる活動をコラムとして掲載していただき、地域活動を身近に感じてもらえるよう独自の工夫をしています。

— 「助け合い・支え合う、福祉の町 酒々井」実現に向けて—

計画期間中は、地域福祉推進委員会を設置し、策定した計画の推進と進捗管理を行っていきます。

報告3 第4次 酒々井町障がい者計画の策定について

第4次酒々井町 障がい者計画策定



○障がい者計画とは

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすいと感じることのできる社会実現に向け、障害者基本法において策定が義務づけられているものです。

○計画策定まで

障害者計画及び千葉県障害者計画を基本に当町の実情を踏まえ、町内の障がい者約900名と町民200名へアンケート調査を行うとともに、障害福祉に係わる機関と町民公募の13名で計画策定懇談会を3回開催し策定した計画です。

○計画の内容

これまで推進してきたノーマライゼーションの考えを踏まえ、合理的配慮の推進や障がい者が情報を得やすくなる環境整備など、障がいのある方がより社会参加しやすくなることを目指した計画内容となっています。

○計画期間

計画期間につきましては、障害者総合支援法で策定が義務づけられている障害福祉計画と策定期間を合わせるため、令和8年度までの4年間としています。

一障害のある人の自立及び社会参加の支援等のために一

計画期間中は、既存の障がい者自立支援協議会を活用し、計画の推進と進捗管理を行ってまいります。

報告4 令和5年度ごみゼロ運動について

5月28日開催 11.98トンのゴミを収集！

快適できれいなまちづくりに、
ご協力ありがとうございました。



本年度のごみゼロ運動は、5月28日に町民の皆様と各種団体のご協力をいただき、無事終了することができました。

当日は晴天の中、4千人を超える多くの町民が各地域で参加され、11.98トンのごみが収集されたことをご報告しますとともに、ご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

町では、今後も地域ぐるみの環境美化活動を支援しながら不法投棄のない、きれいなまちづくりに努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。



報告5 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和5年3月議会において行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告させていただきます。



令和5年1月17日の第29回弁論準備手続きに引き続き、令和5年3月15日に第30回弁論準備手続きが行われました。第一原告の酒々井町から第17準備書面を提出し、被告側から準備書面24が提出され、また、第二原告から準備書面2が提出され、それぞれ審理が行われました。

また、令和5年5月22日に第31回弁論準備手続きが行われ、第一原告の酒々井町より第18準備書面を提出し、審理が行われました。

なお、次回の日程は、令和5年7月21日に決定し、弁論準備手続きとして行われることとなりました。

～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m ²
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知
(出来高精算による建物の引き渡し他を求める)

H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴
(原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)

H30.6.7 第1回口頭弁論

H30.8.2 第1回弁論準備手続

R元.10.16 第9回弁論準備手続 (被告(株)ヤマロク側から 24,460,791 円
の支払い他を求める反訴状の提出)

R3.1.25 第17回弁論準備手続

(当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマ
ロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)



R5.5.22 第31回弁論準備手続 (現在に至る)